

動物愛護センターにおける負傷動物の治療と安楽死処置について

長野県動物愛護センター ○浦野絵梨 宮入美帆 岡野美鈴
橋井真実 小平 満 松澤淑美

1 はじめに

長野県動物愛護センター（以下、「センター」という。）では2000年の開設以来、「負傷した犬、ねこ等の動物の取扱要領」（平成12年3月31日付け11食第716号衛生部長通知）により保健福祉事務所（以下、「保健所」という。）から負傷動物等の搬入を行い、治療等を行っている。保健所における収容頭数は年々減少しており、平成12年度は2506頭であった犬の保護・引取頭数は令和3年度には352頭となり、猫は平成12年度3610頭であった引取・負傷頭数は令和3年度には665頭となっている。それに伴い、殺処分数は年々減少し、譲渡率は増加している。

このような状況の中で、センターに搬入される負傷動物の状況や保健所から求められる治療等は変化している。また、動物愛護管理行政を取り巻く環境も年々変化しており、特に「殺処分」については社会的に注目が集まっている。

今回、令和4年度のセンターにおける負傷動物の治療と安楽死処置についてまとめたので報告する。

2 材料および方法

令和4年4月1日から令和5年2月10日までにセンターに負傷動物として搬入された169頭を対象とし、搬入頭数、搬入保健所、主症状、治療、安楽死処置について集計した。また、過去4年間の負傷動物搬入頭数と比較した。

3 結果

（1）負傷動物の搬入頭数、搬入保健所、主症状について

令和4年度の負傷動物の搬入頭数は、169頭で過去4年間では最も多かった。内訳は、犬26頭、猫143頭で、負傷動物の84.6%は猫であった。猫の占める割合が高い傾向は4年間同じであった。

主症状については、複数の症状を呈している場合は、その中で最も動物の全身状態に影響を与えていると考えられる症状とした。（表1）

「外傷」は、目に見えて出血や筋肉の露出等を呈していて外傷と判断できるものとし、縫合が必要な外傷（断尾を含む）や外傷性の口蓋裂、骨折等であった。

「感染症」は、すべてが猫であり、「猫かぜ」と呼ばれる猫ウイルス性鼻気管炎または猫カリシウイルス感染症の個体であった。猫かぜの症状は、目やにや鼻水といった軽度から食欲低下や目が開かないといった中程度、食欲廃絶や元気消失など重度の症状まで多様であった。

「衰弱」は、交通事故や感染症等により衰弱していると判断した個体とした。検査により、横隔膜ヘルニア、肺気腫が判明した個体もいた。全身状態が悪い個体が多く、入院中死亡や安楽死処置した個体もいた。

「麻痺・跛行」は、四肢の麻痺や跛行がある個体とし、後肢麻痺や脱臼等があった。

「皮膚疾患」は、皮膚炎や脱毛等の症状で搬入される個体が多く、ハジラミや真菌、疥癬等があった。

「その他」は、下痢や嘔吐など消化器症状、血液検査やパルボチェック等の検査希望、墮胎、生殖器

疾患、眼疾患などがあつた。

表1 負傷動物の搬入頭数と主症状（頭（％））

年度	犬	猫	計	外傷	感染症	衰弱	麻痺 跛行	皮膚 疾患	その他
H31	19(12.2)	137(87.8)	156	35	48	21	14	16	22
R 2	13(9.8)	119(90.2)	132	32	23	11	19	13	34
R 3	22(22.9)	74(77.1)	96	20	35	22	6	5	8
R 4	26(15.4)	143(84.6)	169	15	42	14	10	18	70

保健所別の搬入頭数は、近隣の保健所である佐久保健所が57頭、上田保健所が39頭、計96頭で全体の56.8%を占めていた。その他の保健所は0～19頭と、保健所間でバラつきがあつた。（表2）

表2 令和4年度保健所別の搬入頭数（頭）

	佐久	上田	諏訪	伊那	飯田	木曾	松本	大町	長野	北信	計
犬	9	6	3	0	0	0	5	0	3	0	26
猫	48	33	6	8	12	11	3	0	16	6	143
計	57	39	9	8	12	11	8	0	19	6	169

（2）治療について

治療については、それぞれの症状に応じて対症療法を行った。全身麻酔による外科治療を行った症例は8例で、内訳は、眼球摘出2例、断尾2例（1例は外部の獣医師による処置）、腹壁ヘルニア3例、陰囊切除1例であつた。すべての例で経過は良好で、保健所に返還となつた。

（3）安楽死処置について

安楽死処置は、センターから保健所に診断結果や予後の予測等を伝え、センターと保健所の協議により安楽死処置が妥当と判断した場合に行った。

令和4年度に安楽死処置した個体の症状、判断時期、理由について表3に示した。安楽死処置した症例は12例で、内訳は全て猫であつた。症状は衰弱、黄疸、ウジの寄生、肺気腫、難治性の下痢、後肢麻痺、骨盤骨折、口蓋裂、骨折、横隔膜ヘルニア等があり、複数の症状を呈している個体もいた。安楽死処置の判断時期は、負傷動物として搬入した当日が9例、入院4日目が2例、入院11日目が1例であつた。安楽死処置とした理由は、①一般状態の回復が困難な場合、②症状が残るため放逐や譲渡が困難な場合、③センターでの治療が困難な場合であつた。

表3 安楽死処置の内訳

理由	番号	種類	症状	判断時期
① 一般状態の回復困難	1	猫	衰弱、黄疸、ウジ	入院4日目
	2	猫	大腿骨遠位骨折、後肢麻痺、ウジ	入院4日目
	3	猫	肺気腫	当日
	4	猫	前肘下・後肢指・尾骨露出、ウジ	当日
	5	猫	衰弱、黄疸	当日
② 症状が残るため 放逐や譲渡が困難	6	猫	腎不全、難治性下痢	入院11日目
	7	猫	後肢麻痺	当日
	8	猫	中足骨骨折、削瘦	当日
	9	猫	骨盤骨折	当日
③ センターでの治療困難	10	猫	硬口蓋～軟口蓋裂傷	当日
	11	猫	口蓋裂、橈尺骨遠位骨折	当日
	12	猫	後肢麻痺、横隔膜ヘルニア、ウジ	当日

4 まとめ

負傷動物の搬入は、交通事故などに起因するため、年度によって頭数が増減する。また、保健所收容中に感染症に罹患して搬入される場合もあり、譲渡推進のため長期間飼養する個体が増加していることも背景にあると推察される。さらに、「団体譲渡の前に全身状態を精査したい」「收容した動物の全身状態を把握したい」等の、現時点では負傷状態ではない個体の搬入もあった。これらの理由により、「その他」に分類される頭数が例年より増加し、令和4年度の搬入頭数が増加したと考えられた。なお、医薬品の譲渡しについて疑義が生じたことにより、処方目的の診察が増えたことも増加要因のひとつとなった。

近年、殺処分を削減し、譲渡に努めるといふ社会の風潮が強まり、「動物の愛護及び管理に関する法律」にも明記されたことにより、保健所では犬や猫の收容期間が長期化する傾向にある。その間、健康状態を維持し、感染症をコントロールするためには、動物福祉の面からも職員の負担軽減からも健康管理の徹底が必要である。そのためには、シェルターメディスンの考え方を取り入れ、收容時の健康状態の確認やウイルスチェック等についても検討すべきであり、保健所とセンターが連携することにより効率的に行うことができる可能性がある。

安楽死処置については、「①一般状態が悪く、治る見込みがない場合」「②一般状態が回復しても何らかの症状が残るため放逐や譲渡が難しい場合」「③センターでの治療が困難な場合」に、保健所の判断のもとに行っている。しかし、近年の「殺処分」に対する社会の風潮に加えて、保健所職員の中でも意識が多様化しており、②の理由により統一見解のもとに安楽死処置を選択することが難しくなっている。実際に保健所の判断は、同じ症状でも職員の考え方や協力ボランティアとの関係性によっても異なると感じる場合がある。また、③については、外科治療等個人の経験や技術に大きく左右される処置の場合、職員の異動等によりセンターの力量を一定に保つことが困難であることが課題である。なお、安楽死処置の方法についても、各所で動物福祉に配慮して実施しているが、静脈確保による方法等について研修を行うなど、職員の心因的負担をより減らすためのセンターの役割を引き続き考えていきたい。